

○豊橋市市民協働推進審議会規則（平成19年3月30日規則第7号）

---

○豊橋市市民協働推進審議会規則

平成19年3月30日規則第7号

豊橋市市民協働推進審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊橋市市民協働推進条例（平成18年豊橋市条例第53号）第11条第7項の規定に基づき、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。